

議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)11月 日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第37条の2第1項ただし書中「規定によって」を「規定により」に、「宝塚市市税条例施行規則(昭和32年規則第9号)第14条の2第2号に規定する」を「市民税の課税免除者として規則で定める」に改め、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に改め、「(この申告書を「簡易申告書」という。)」を削り、同条第4項及び第5項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第82条第1項中「本節」を「この節」に、「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第2項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に、「第33号の3様式」を「第33号の5様式」に改め、同条第3項中「第33号の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第87条第1項中「市たばこ税(以下)の次に「この節において」を加える。

附則第9条の4第1項中「第3条第2項」を「第2条第5項」に改める。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第19条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46

号)」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第19条の2第1項」を「附則第19条の3第1項」に改め、同条第3項中「第26条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に、「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、「、第35条の8第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第19条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第19条の2第3項」を「附則第19条の3第3項前段」に改め、同条を附則第19条の3とし、附則第19条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第

1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相

互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る

利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

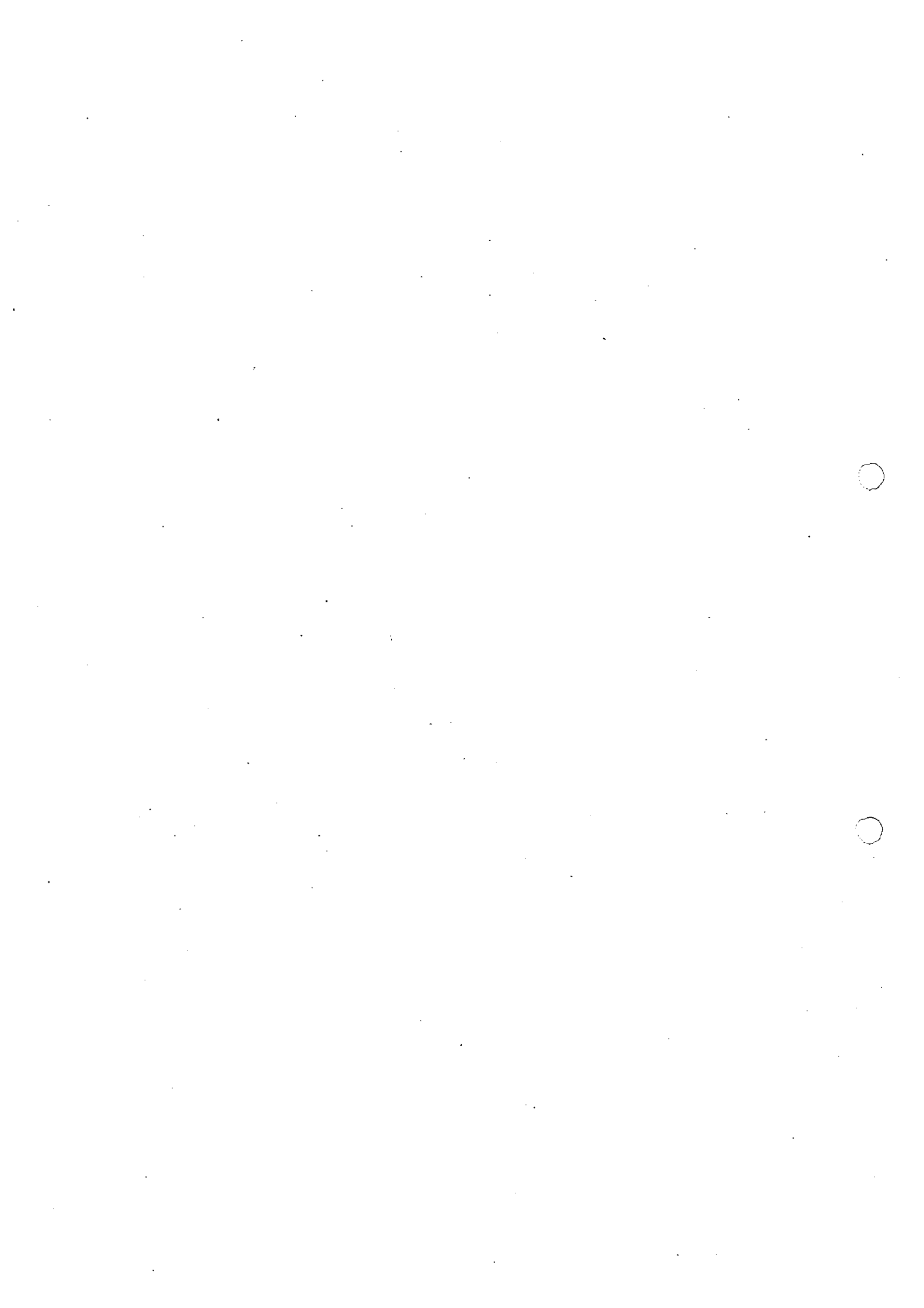
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第19条の2の改正規定及び同条を附則第19条の3とし、附則第19条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項の規定 平成29年1月1日
 - (2) 第37条の2第1項ただし書の改正規定（「宝塚市市税条例施行規則（昭和32年規則第9号）第14条の2第2号に規定する」を「市民税の課税免除者として規則で定める」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の4第1項及び第15条の改正規定並びに次項の規定 平成29年4月1日

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）附則第15条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。



議案第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例新旧対照表

※この新旧対照表中附則第19条の2の改正規定に係る部分については、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定によって</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに宝塚市市税条例施行規則(昭和32年規則第9号)第14条の2第2号に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定によって申告書を提出すべき者のうち、規則で定める者に対しては、市長は、前項に掲げる事項の一部を省略した申告書(この申告書を「簡易申告書」という。)を提出させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第37条の2 第24条第1項第1号の者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、<u>法第317条の6第1項又は第4項の規定により</u>給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める</p> <p>者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により 申告書を提出すべき者のうち、規則で定める者に対しては、市長は、前項に掲げる事項の一部を省略した申告書 _____を提出させることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若</p>

しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6~8 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第82条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の3様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(市たばこ税の納税義務者等)

第87条 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」

しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。

- 5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6~8 略

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第82条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(市たばこ税の納税義務者等)

第87条 市たばこ税(以下この節において「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」

という。)が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 略

附 則

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

第9条の4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第3条第2項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この条において「対象償却資産」という。)については、当該対象償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該対象償却資産に係る固定資産税を免除する。

2 略

(軽自動車税の税率の特例)

第15条第1項 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定

という。)が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 略

附 則

(太陽光発電設備に対する固定資産税の課税免除)

第9条の4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この条において「対象償却資産」という。)については、当該対象償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該対象償却資産に係る固定資産税を免除する。

2 略

(軽自動車税の税率の特例)

第15条第1項 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げ

する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

る三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

（2）第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7

第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規

定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法

第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額

(4) 附則第4条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額

合計額」とする。

- (3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額とする。

- (4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法

第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

合計額」とする。

- (3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第35条の8第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第19条の2第4項」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の2第3項に規定する条約適用相当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の2第3項に規定する条約適用相当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」と

する。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第3項後段に規定する条約適用相当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第4条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第3項後段に規定する条約適用相当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第35条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第19条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申

告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 軽自動車税のグリーン化特例の延長 【平成29年4月1日施行】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得した環境性能に優れた一定の軽自動車の平成28年度の軽自動車税を軽減するグリーン化特例を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得した同様の性能を有する軽自動車の平成29年度の軽自動車税を軽減する。

区分（乗用）	軽減率	軽減後税率	標準税率
電気自動車等	概ね75%軽減	2,700円	10,800円
☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成	概ね50%軽減	5,400円	同上
☆かつ平成32年度燃費基準	概ね25%軽減	8,100円	同上

・ ☆は平成17年排出ガス基準75%低減達成を示す。

・ 軽減後税率及び標準税率は、四輪以上・自家用・乗用のものを例示

（市税条例附則第15条関係）

2 特例適用利子等に係る個人の市民税の課税の特例 【平成29年1月1日施行】

二重課税を回避し、脱税及び租税回避等を防止するため、平成28年10月1日現在65の国又は地域（以下「国等」という。）と租税条約を締結し、それらの国等から支払いを受ける利子（条約適用利子等）又は配当（条約適用配当等）について他の所得とは分離して所得割を課税しているところ、今般、租税条約と同様の目的で、租税条約の締結が困難な国等のうち、政令で定める国等（現在、政令に定める国等は「台湾」。）と民間組織による租税取り決めを結び、その内容を実施するため日本国において法整備（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和37年法律第144号）を一部改正、名称も「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改正）を行い、その国等の企業等から支払いを受ける利子（特例適用利子等）又は配当（特例適用配当等）について、他の所得とは分離して100分の3の税率で所得割を課する。

（市税条例附則第19条の2関係）

3 その他、法改正等に伴う所要の整備

